

○愛媛県住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する制度要綱 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
愛媛県住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する制度要綱	愛媛県住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する制度要綱
第1章～第3章 省略	第1章～第3章 省略
第4章 住宅確保要配慮者居住支援法人	第4章 住宅確保要配慮者居住支援法人
第23条～第27条 省略	第23条～第27条 省略
(変更の認可及び届出) 第28条 支援法人は、法第61条第1項の規定による支援業務種別の変更認可を受けようとするときは、「住宅確保要配慮者居住支援法人に係る支援業務種別変更認可申請書（様式第33号）」により、知事に申請しなければならない。	(変更の認可及び届出) 第28条 支援法人は、法第61条第1項の規定による支援業務種別の変更認可を受けようとするときは、「住宅確保要配慮者居住支援法人に係る支援業務種別変更認可申請書（様式第33号）」により、知事に申請しなければならない。
<u>2 共管省令第41条第2項第5号に規定する知事が必要と認める書類は、次の各号に掲げる書類とする。</u> <u>(1) 法第62条第1号に規定する債務保証業務を行う場合にあっては、「誓約書（様式第33号の2）」</u> <u>(2) 前号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類</u>	<u>2 知事は、同項の規定による認可を行うときは、「支援業務種別変更認可通知書（様式第34号）」により、当該認可を受けた者宛て通知するものとする。</u> <u>3 知事は、同項の規定による認可を行わないときは、「支援業務種別変更の認可を行わない旨の通知書（様式第35号）」により、当該申請をした者宛て通知するものとする。</u> <u>4 支援法人は、法第61条第2項の規定による変更をするときは、「住宅確保要配慮者居住支援法人に係る指定事項等変更届出書（様式第36号）」により知事に届け出なければならない。</u>
第29条～第35条 省略	第29条～第35条 省略
第5章 省略	第5章 省略
附 則 1 改正後の要綱は、令和8年1月15日から施行する。	